

鳥取県告示第 480 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 7 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
425	株式会社鳥取銀行 鳥取県庁支店	所在地	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁 舎内及び鳥取市立 川町六丁目 176 東部 総合事務所派出所 内	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁 舎内	平成 20 年 4 月 1 日